

第 7 章

關係資料他

1 子ども・子育て会議委員名簿

子ども・子育て会議委員名簿

氏名	関係機関・団体名	役職	分野
山岸 治男	日本文理大学	教授	学識経験者
市原 隆生	別府市議会	厚生環境教育委員会委員	議会関係者
池辺 栄治	別府市子ども会育成会連合会	会長	子ども会関係者
矢田 公裕	別府市医師会	監事	医療関係者
宮崎みき子	別府市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	民生委員・児童委員関係者
安東 信幸	別府市保育会	会長	保育所関係者
速水 浩樹	別府市私立幼稚園連絡協議会	会長	幼稚園関係者
松崎 英治	別府市立小学校長会	会長	小学校関係者
猪俣正七郎	別府市総合教育センター	所長	総合教育関係者
松永 忠	社会福祉法人 別府光の園	施設長	児童館関係者
村田 広子	地域子育て支援センターにじのひろば	代表	地域子育て関係者
佐藤 久住	別府市放課後児童クラブ連絡協議会	会長	放課後児童健全育成関係者
塩崎 房子	母親クラブMCサークル	副会長	母親クラブ関係者
藤原 澄恵	社会福祉法人 グリーンコープふくしサービスセンターたんぼぼ	代表	子育て支援関係者
藍畑 則文	別府公共職業安定所	所長	関係行政機関職員
西本真由美	大分県東部保健所地域保健課	主幹（統括）	関係行政機関職員
櫻井 静恵	別府隣保館保育園	保護者代表	保育園保護者
麻生有紀子	別府中央幼稚園	保護者代表	幼稚園保護者
川崎 礼子	別府市認証保育園連絡会	会長	認可外保育施設関係者



2 子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、別府市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 別府市の保育所・幼稚園・小学校・中学校の状況

保育所

H26.4.1現在

	保育所(園)名	定員	開所時間	延長保育	一時預かり	乳児保育	休日保育
私立	1 別府隣保館保育園	60	7:00~18:00	19:00		○	
	2 さくらんぼ保育園	60	7:00~18:00	19:00		○	
	3 聖人保育園	60	7:00~18:00	19:00		○	
	4 亀川保育園	30	7:00~18:00	19:00		○	
	5 鉄輪保育園	160	7:00~18:00	19:00		☆	
	6 光の園子どもの広場	60	7:00~18:00	19:00		○	
	7 朝見保育園	60	7:00~18:00	19:00		○	
	8 こばと保育園	90	7:00~18:00	19:00		○	
	9 餅ヶ浜保育園	150	7:00~18:00	20:00		☆	○
	10 石垣保育園	80	7:00~18:00	19:00		○	
	11 青山保育所	90	7:00~18:00	19:00		○	
	12 南須賀保育園	60	7:00~18:00	19:00		○	
	13 弁天保育園	70	7:00~18:00	19:00		○	
	14 あおば保育園	120	7:00~18:00	19:30		☆	
	15 友愛保育園	60	7:00~18:00	19:00		○	
	16 ナーサリーみにふう	60	7:00~18:00	19:00		○	○
	17 山の手保育園	70	7:00~18:00	19:00			○
	18 境川保育園	60	7:00~18:00	20:00			○
	19 野口保育所	60	7:00~18:00	19:00			○
	20 春木保育園	60	7:00~18:00	20:00			○
	21 あげぼの保育園	50	7:00~18:00	19:00			○
	22 ひらた保育園	60	7:00~18:00	19:00			☆
	23 朝日保育園	60	7:00~18:00	19:00			☆
公立	1 中央保育所	90	7:00~18:00	19:00	○	○	
	2 内竈保育所	60	7:00~18:00	19:00	○	○	
	3 鶴見保育所	90	7:00~18:00	19:00	○	○	

* ☆印の園は、児童の状態により6ヶ月未満児の入所も可能。

公立幼稚園

H26.5.1現在

	公立幼稚園名	クラス数	園児数	預かり保育
1	境川幼稚園	3	68	14:00～15:00
2	西幼稚園	1	9	14:00～15:00
3	南立石幼稚園	2	33	14:00～15:00
4	亀川幼稚園	2	42	14:00～15:00
5	朝日幼稚園	2	47	14:00～15:00
6	石垣幼稚園	3	61	14:00～15:00
7	青山幼稚園	1	25	14:00～15:00
8	東山幼稚園	1	7	14:00～15:00
9	上人幼稚園	1	29	14:00～15:00
10	鶴見幼稚園	2	52	14:00～15:00
11	春木川幼稚園	1	28	14:00～15:00
12	緑丘幼稚園	1	23	14:00～15:00
13	大平山幼稚園	2	32	14:00～15:00
14	南幼稚園	1	20	14:00～15:00
15	べっぶ幼稚園	1	24	14:00～15:00

私立幼稚園

H26.5.1現在

	私立幼稚園名	クラス数	園児数	預かり保育
1	別府中央幼稚園	3	60	14:00～16:00
2	真愛幼稚園	3	33	13:30～17:30
3	わかば幼稚園	4	98	14:00～17:40
4	カトリック海の星幼稚園	6	127	14:30～18:00
5	別府大学附属幼稚園	6	105	14:30～18:00
6	ひめやま幼稚園	6	155	14:00～18:30
7	明星幼稚園	9	207	13:30～18:00

小学校

H26.5.1現在

	学校名	クラス数	内特別 支援学級	児童数
1	境川小学校	18	4	461
2	西小学校	7	1	150
3	南立石小学校	16	2	385
4	亀川小学校	13	2	346
5	朝日小学校	23	2	611
6	石垣小学校	19	2	501
7	青山小学校	16	2	394
8	東山小学校	4	0	20
9	上人小学校	15	2	338
10	鶴見小学校	19	2	485
11	春木川小学校	12	2	254
12	緑丘小学校	13	2	279
13	大平山小学校	14	1	392
14	南小学校	15	3	302
15	別府中央小学校	14	2	307

中学校

H26.5.1現在

	学校名	クラス数	内特別 支援学級	生徒数
1	山の手中学校	13	2	350
2	青山中学校	16	2	446
3	中部中学校	15	2	412
4	北部中学校	14	2	377
5	浜脇中学校	8	2	155
6	朝日中学校	18	2	511
7	東山中学校	3	0	12
8	鶴見台中学校	15	2	441

4 別府市の子育てサービスの状況

一時預かり

H26.4.1現在

	施設名	利用日時、時間等
1	ナーサリーみにふう	実施保育所の開所日に準ずる 8:00～18:00
2	中央保育所	
3	内竈保育所	
4	鶴見保育所	

休日保育

H26.4.1現在

	施設名	利用日時、時間等
1	餅ヶ浜保育園	年末年始除く日曜、祝日 7:00～20:00

病児・病後児保育

H26.4.1現在

	施設名	利用日時、時間等
1	病児保育室「クローバー」 (矢田こどもクリニック内)	日曜日・祝日・年末年始を除く 8:00～18:00(土曜日は13:00まで)

延長保育

H26.4.1現在

	施設名	利用日時、時間等
1	全公私立保育所(園)26施設	実施保育所の開所日に準ずる 18:00～19:00 (餅ヶ浜保育園、境川保育園、春木保育園は18:00～20:00)

児童館

H26.4.1現在

	施設名	利用日時、時間等
1	光の園児童館 親子の広場	9:00～19:00 〈休館日〉火曜日・第3日曜日・年末年始・お盆
2	南部児童館	9:00～19:00 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始
3	北部児童館	9:00～19:00 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始
4	西部児童館	9:00～19:00 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始

関係資料他

地域子育て支援拠点施設

H26.4.1現在

	施設名	利用日時、時間等
1	地域子育て支援センター「風のまち」	10:00～16:00 〈休館日〉日曜日・祝日・年末年始
2	地域子育て支援センター「すくすくルームふたば」	9:00～16:00 〈休館日〉土・日曜日・祝日・年末年始
3	地域子育て支援センター「にじのひろば」	9:30～15:30 〈休館日〉日曜日・祝日・年末年始
4	南部子育て支援センター「わらべ」	9:00～17:30 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始
5	北部子育て支援センター「どれみ」	9:00～17:30 〈休館日〉日曜日・祝日・年末年始
6	西部子育て支援センター「べるね」	9:00～17:30 〈休館日〉月曜日(祝日の翌日)・年末年始

ファミリー・サポート・センター

H26.4.1現在

	施設名	所在地等
1	ファミリー・サポート・センター	<p>「子育ての手助けをしてほしい人」(おねがい会員)と「子育ての手助けをする人」(まかせて会員)が会員として登録し、会員同士で子育てを支え合う組織です。</p> <p>〈援助対象児童〉概ね3か月～小学校6年生まで 〈利用時間〉7:00～19:00 おねがい会員:293名、まかせて会員:135名、両方会員:10名 (H25年度実績)</p>

ショートステイ

H26.4.1現在

	施設名	利用期間等
1	栄光園(児童養護施設)	<p>保護者の傷病や社会的事由で児童の養育が一時的に困難になった場合、経済的その他の理由により緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合に一時的に養育・保護する事業です。</p> <p>〈利用期間〉1週間以内 〈利用金額〉所得や児童の年齢により異なる</p>
2	光の園子ども家庭支援センター	
3	別府平和園	
4	栄光園(乳児院)	
5	永生会母子ホーム	

母親クラブ

H26.4.1現在

	施設名	事業内容
1	別府北部母親クラブ	<p>児童の健全な育成を図るため、母親が地域の方々と積極的に健全育成活動を図るものです。地域の児童福祉の向上のために活動しています。</p>
2	MCサークル	
3	浜脇母親クラブ	

放課後児童クラブ

H26.11.1現在

	クラブ名	小学校区
1	サークルさくらんぼ	別府中央
2	ボラリス児童クラブ	
3	境川学童ちびっこクラブ	境川
4	第2境川学童ちびっこクラブ	
5	南子育て仲よしクラブ	南
6	第2南子育て仲よしクラブ	
7	西キッズ児童クラブ	西
8	青山児童クラブ	青山
9	南立石放課後児童クラブ	南立石
10	第2南立石放課後児童クラブ	
11	鶴見児童健全育成クラブ	鶴見
12	鶴見っ子なかよし学童クラブ	
13	別府大平山わかば学童保育所	大平山
14	やまなみ児童クラブ	
15	朝日放課後児童クラブ	朝日
16	朝日第2放課後児童クラブ	
17	光の園子どもクラブ	緑丘
18	南須賀児童クラブ	石垣
19	石垣児童クラブ Genkids	
20	春木川児童クラブ スプリングメイツ	春木川
21	上人第1児童クラブ	上人
22	上人第2児童クラブ	
23	かめがわ放課後児童クラブ	亀川

	名称	内容
1	児童手当	中学校終了までの児童を対象に手当が支給されます。
2	未熟児療育医療	療養のため指定養育医療機関に入院を必要とする未熟児に対して、医療費の助成を行っています。
3	小児慢性特定疾患医療	小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療が長期にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の助成を行っています。
4	子ども医療費	別府市に住所を有する就学前の児童の入院・通院・調剤及び小中学生の入院に対して、医療費の一部を助成します。
5	自立支援医療	身体に障がいのある児童、または疾病を放置すれば将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童について、必要な医療費の助成を行っています。 (一部自己負担あり) (育成医療)対象:18歳未満で身障手帳の交付を受けている児童又はそれと同程度の障がいのある児童 (精神通院医療)対象:統合失調症・躁うつ病・てんかん等で通院による精神医療を継続的に必要とする方
6	第3子以降児童の保育料無料化	認可保育所に入所している第3子以降の3歳未満児は、保育料が無料となります。 適用を受けるためには所定の申請書により申し込みが必要となります。
7	障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅の児童に支給される国の手当です。
8	特別児童扶養手当	身体または知的に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。
9	福祉手当・福祉タクシー手当	毎年度3月1日に別府市の住民基本台帳に1年以上記録されており、有効な手帳を所持する身体障がい児及び知的障がい児に対して支給される市の手当です。
10	重度心身障害者の医療助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定等の重度心身障がい児に対し医療費の一部を支給します。
11	補装具の交付・修理	日常生活を容易にするため、車椅子、装具などの補装具の購入費又は修理費の支給を行います。
12	日常生活用具の給付	在宅の重度心身障がい児の日常生活を便利にするために特殊寝台、入浴補助用具などの用具を給付します。
13	重度心身障がい者住宅改造助成	生活環境整備の促進を図るために、住宅設備をその障がい児に適するように改造する経費を助成します。
14	児童扶養手当	父母の離婚、父又は母の死亡などにより父又は母と生計が異なる児童や父又は母に一定以上の障がいのある児童の父若しくは母又は養育者に対し、所得に応じて支給され、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。
15	ひとり親家庭医療費助成	児童を監護するひとり親家庭の親及び児童、養育者が監護する父母のいない児童の医療費の一部負担分を助成します。 ※父母については一部自己負担が必要です。
16	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、無利子又は低利で各種資金の貸付けを行います。
17	就学の援助	児童扶養手当受給家庭等を対象に、給食費や教材費の援助、入学準備や修学旅行などへの援助を行います。

5 実態調査結果（抜粋）

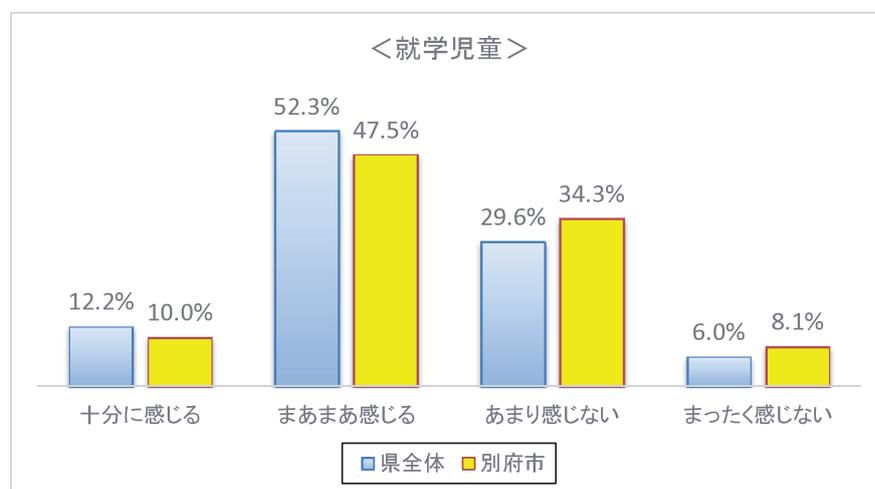
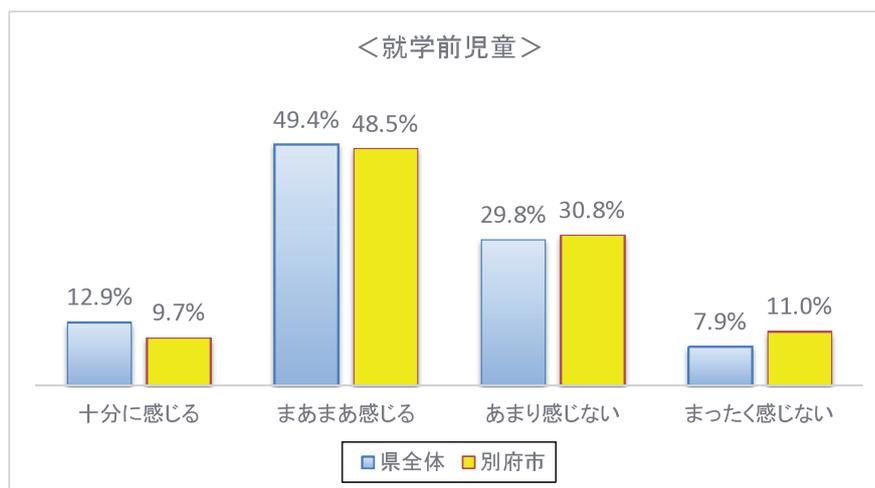
「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか」

（解説）

子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じている人（「十分に感じる」＋「まあまあ感じる」）の割合は、就学前児童では58.2%で、大分県全体（62.3%）と比べ4.1ポイント低くなっています。就学児童でも57.5%で、大分県全体（64.5%）と比べ7.0ポイント低くなっています。

		十分に感じる	まあまあ感じる	あまり感じない	まったく感じない
就学前児童	県全体	12.9%	49.4%	29.8%	7.9%
	別府市	9.7%	48.5%	30.8%	11.0%
就学児童	県全体	12.2%	52.3%	29.6%	6.0%
	別府市	10.0%	47.5%	34.3%	8.1%

（実態調査結果より）



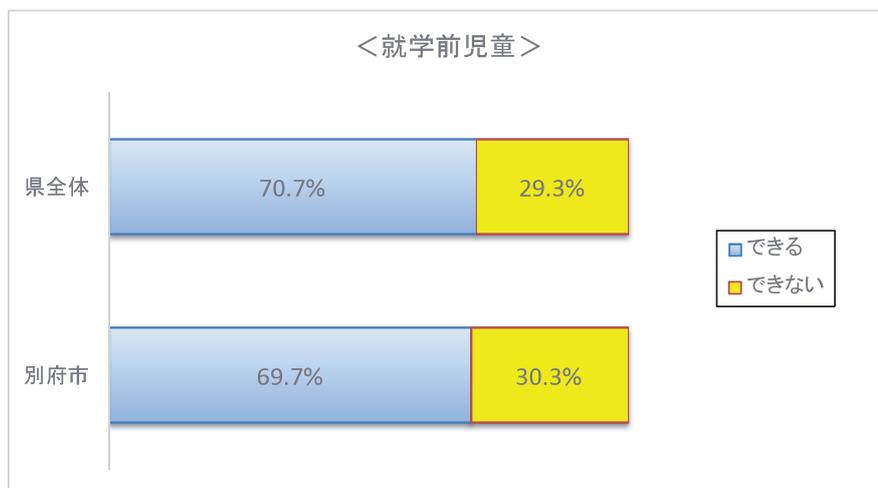
「希望した時期や時間に保育サービスが利用できますか」

(解説)

希望した時期や時間に保育サービスが利用できると回答した人は 69.7%で、大分県全体 (70.7%) と比べ差はありません。

		できる	できない
就学前児童	県全体	70.7%	29.3%
	別府市	69.7%	30.3%

(実態調査結果より)



「あて名のお子さんの妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感はいかがでしたか」

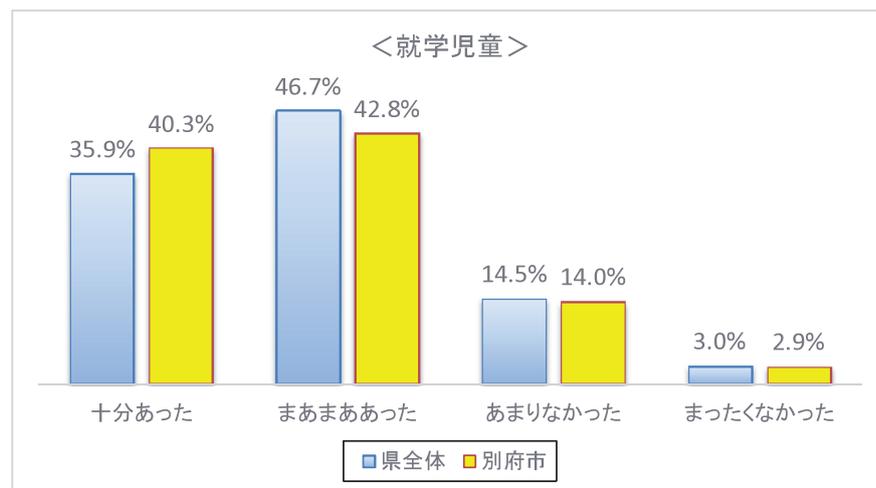
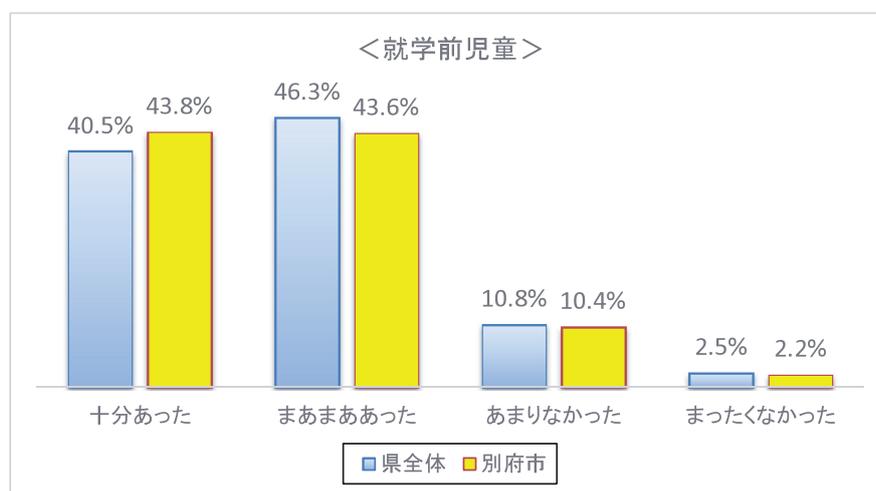
（解説）

妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感を感じている人（「十分にあった」＋「まあまああった」）の割合は、就学前児童では87.4%で、大分県全体（86.8%）と比べ差はありません。

就学児童でも83.1%で、大分県全体（82.6%）と比べ差はありません。

		十分あった	まあまああった	あまりなかった	まったくなかった
就学前児童	県全体	40.5%	46.3%	10.8%	2.5%
	別府市	43.8%	43.6%	10.4%	2.2%
就学児童	県全体	35.9%	46.7%	14.5%	3.0%
	別府市	40.3%	42.8%	14.0%	2.9%

（実態調査結果より）



「父親と母親の子育てに関する役割分担に関して、理想と現実の姿をお聞きします」

1. 就学前・理想

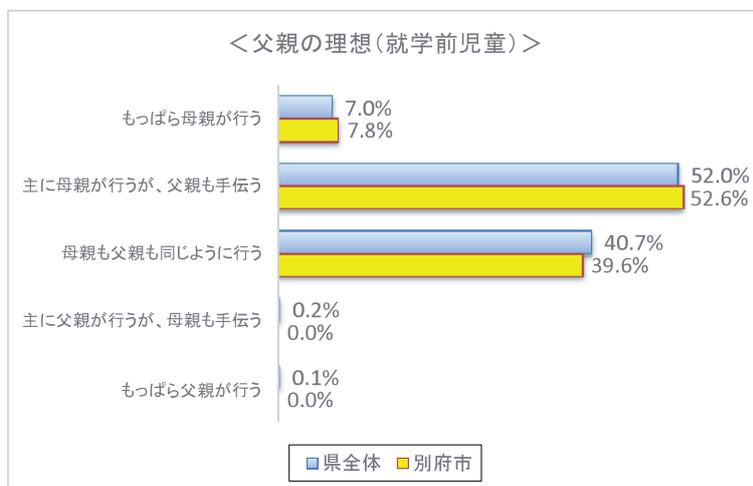
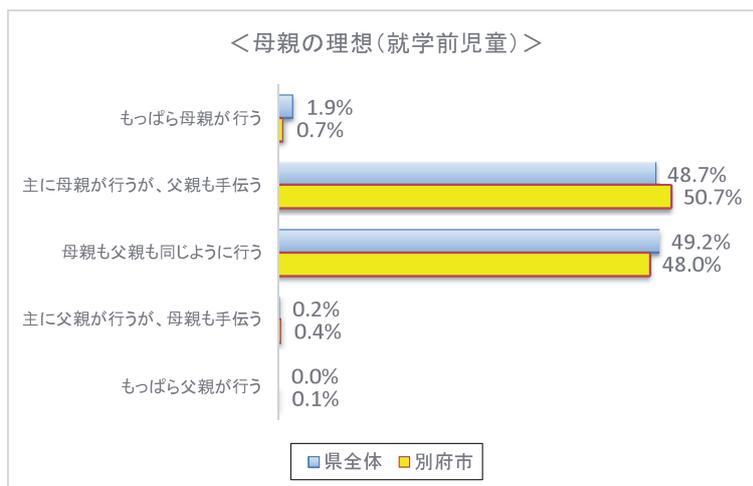
(解説)

就学前児童母親の求める理想は、大分県全体では「母親も父親も同じように行く」、別府市では「主に母親が行うが、父親も手伝う」が最も多くなっていますが、「母親も父親も同じように行く」割合は、県全体が49.2%に対し、別府市は48.0%で差はありません。

就学前児童父親の求める理想は、大分県全体、別府市ともに「主に母親が行うが、父親も手伝う」が最も多くなっており、その割合も、県全体が52.0%に対し、別府市は52.6%で差はありません。

(理想)		もっぱら母親が行う	主に母親が行うが、父親も手伝う	母親も父親も同じように行く	主に父親が行うが、母親も手伝う	もっぱら父親が行う
就学前児童 母親	県全体	1.9%	48.7%	49.2%	0.2%	0.0%
	別府市	0.7%	50.7%	48.0%	0.4%	0.1%
就学前児童 父親	県全体	7.0%	52.0%	40.7%	0.2%	0.1%
	別府市	7.8%	52.6%	39.6%	0.0%	0.0%

(実態調査結果より)



2. 就学前・現実

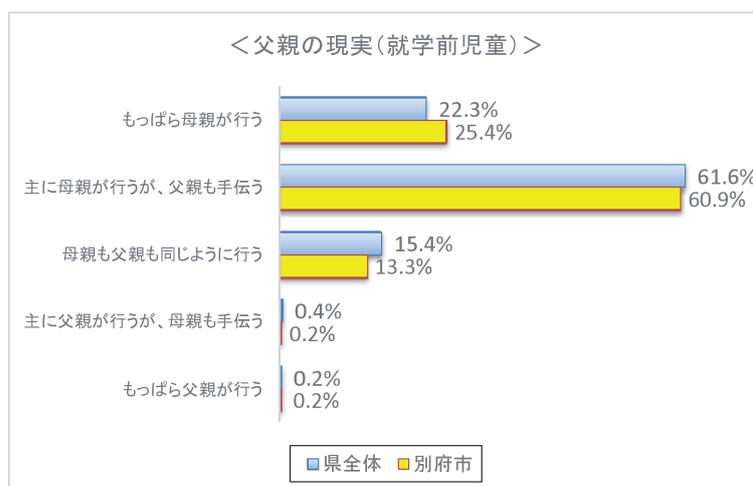
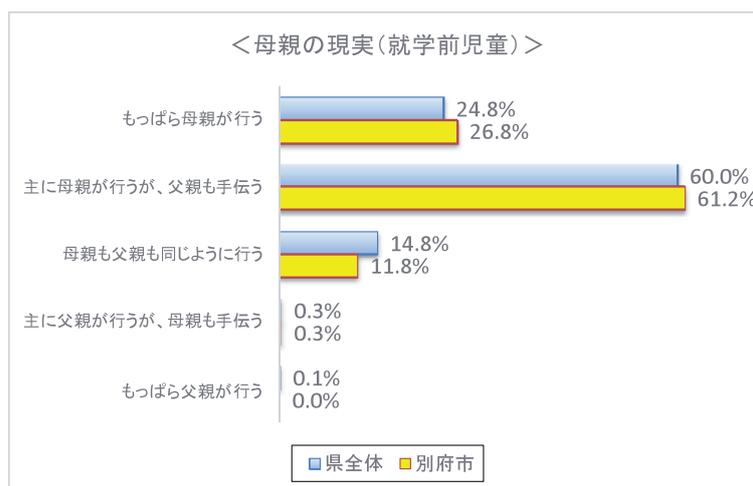
（解説）

就学前児童母親の感じる現実、大分県全体、別府市ともに「主に母親が行うが、父親も手伝う」が最も多くなっていますが、その割合は、県全体が60.0%に対し、別府市は61.2%で、1.2ポイント高くなっています。結果、理想と考えている「母親も父親も同じように行う」割合が、現実では県全体よりも3.0ポイント低くなっています。

就学前児童父親の感じる現実、大分県全体、別府市ともに「主に母親が行うが、父親も手伝う」が最も多く、その割合は県全体が61.6%に対し、別府市は60.9%で差はありません。

（現実）		もっぱら母親が行う	主に母親が行うが、父親も手伝う	母親も父親も同じように行う	主に父親が行うが、母親も手伝う	もっぱら父親が行う
就学前児童 母親	県全体	24.8%	60.0%	14.8%	0.3%	0.1%
	別府市	26.8%	61.2%	11.8%	0.3%	0.0%
就学前児童 父親	県全体	22.3%	61.6%	15.4%	0.4%	0.2%
	別府市	25.4%	60.9%	13.3%	0.2%	0.2%

（実態調査結果より）



3. 小学生・理想

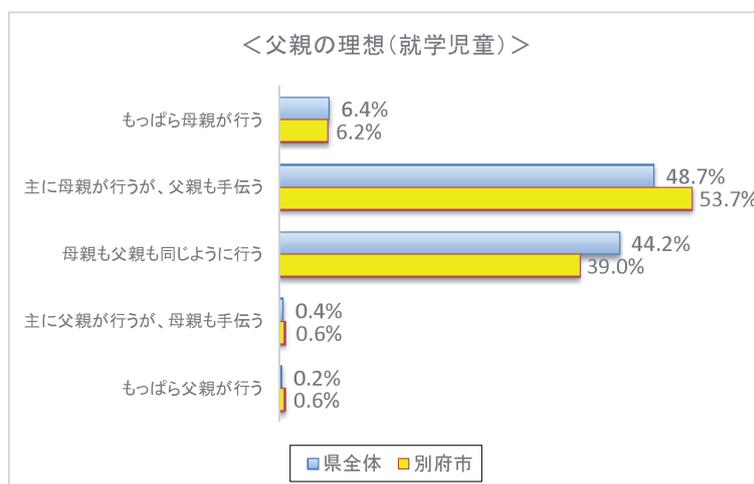
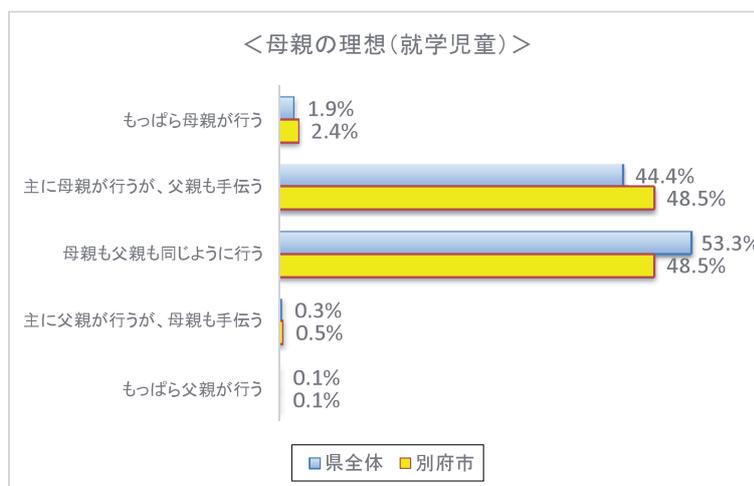
(解説)

就学児童母親の求める理想は、大分県全体では「母親も父親も同じように行く」ですが、別府市では「母親も父親も同じように行く」と「主に母親が行うが、父親も手伝う」が同率で、「母親も父親も同じように行く」割合は、県全体が53.3%に対し、別府市は48.5%で4.8ポイント低くなっています。

就学児童父親の求める理想は、大分県全体、別府市ともに「主に母親が行うが、父親も手伝う」が最も多くなっていますが、その割合は県全体が48.7%に対し、別府市は53.7%で5.0ポイント高くなっています。

(理想)		もっぱら母親が行う	主に母親が行うが、父親も手伝う	母親も父親も同じように行く	主に父親が行うが、母親も手伝う	もっぱら父親が行う
就学児童 母親	県全体	1.9%	44.4%	53.3%	0.3%	0.1%
	別府市	2.4%	48.5%	48.5%	0.5%	0.1%
就学児童 父親	県全体	6.4%	48.7%	44.2%	0.4%	0.2%
	別府市	6.2%	53.7%	39.0%	0.6%	0.6%

(実態調査結果より)



4. 小学生・現実

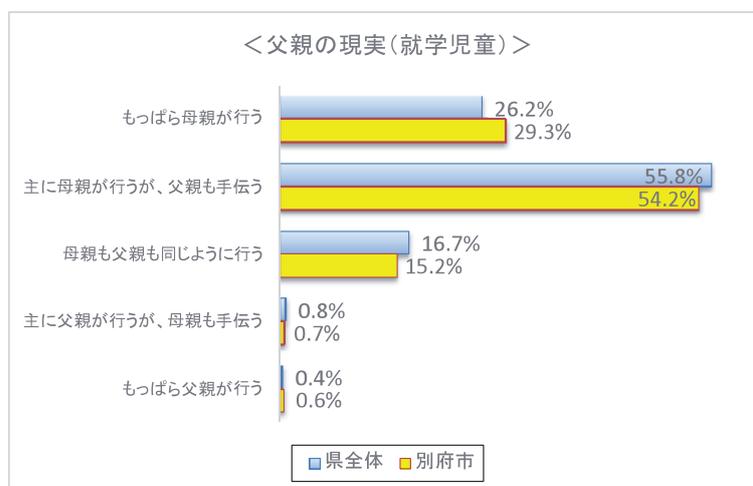
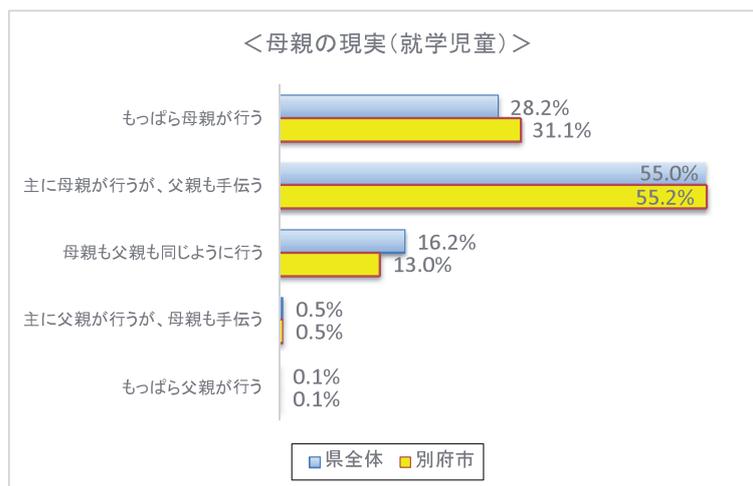
（解説）

就学児童母親の感じる現実には、大分県全体、別府市ともに「主に母親が行うが、父親も手伝う」が最も多く、その割合も県全体が55.0%に対し、別府市は55.2%で変わりませんが、「もっぱら母親が行う」の割合が高くなっています。結果、理想と考えている「母親も父親も同じように行う」割合が、県全体よりも3.2ポイント低くなっています。

就学児童父親の感じる現実には、大分県全体、別府市ともに「主に母親が行うが、父親も手伝う」が最も多く、その割合も県全体が55.8%に対し、別府市は54.2%で差はありません。

（現実）		もっぱら母親が行う	主に母親が行うが、父親も手伝う	母親も父親も同じように行う	主に父親が行うが、母親も手伝う	もっぱら父親が行う
就学児童 母親	県全体	28.2%	55.0%	16.2%	0.5%	0.1%
	別府市	31.1%	55.2%	13.0%	0.5%	0.1%
就学児童 父親	県全体	26.2%	55.8%	16.7%	0.8%	0.4%
	別府市	29.3%	54.2%	15.2%	0.7%	0.6%

（実態調査結果より）



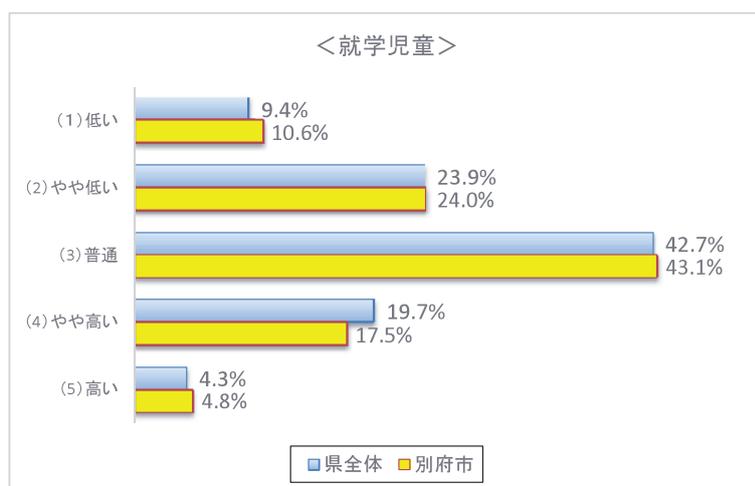
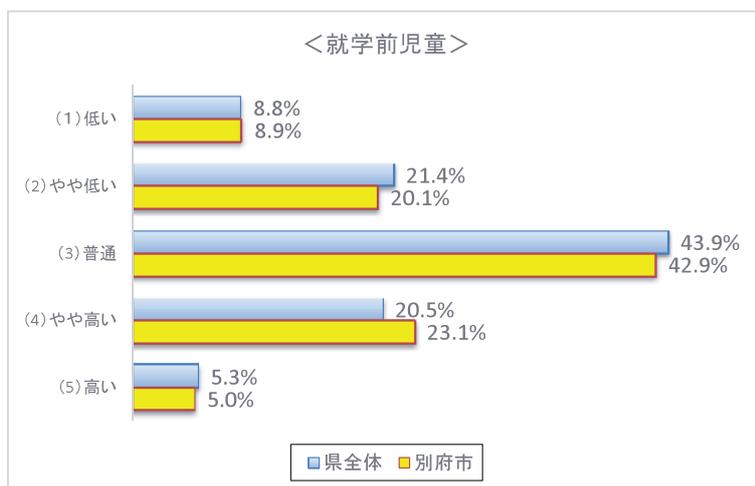
「お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について」

(解説)

就学前児童は、住んでいる地域における子育ての環境や支援について満足度が高い（4、5の合計）割合が別府市は28.1%で、大分県全体（25.8%）と比べて差はありません。就学児童では、満足度が高い（4、5の合計）割合が別府市は22.3%で、大分県全体（24.0%）に比べて差はありません。

(満足度)		(1) 低い	(2) やや低い	(3) 普通	(4) やや高い	(5) 高い
就学前児童	県全体	8.8%	21.4%	43.9%	20.5%	5.3%
	別府市	8.9%	20.1%	42.9%	23.1%	5.0%
就学児童	県全体	9.4%	23.9%	42.7%	19.7%	4.3%
	別府市	10.6%	24.0%	43.1%	17.5%	4.8%

(実態調査結果より)



6 新制度の用語定義・他用語集

No.	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	<p>① 「子ども・子育て支援法」（以下、「法」という）</p> <p>② 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③ 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
2	市町村子ども・子育て支援事業	<p>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。</p> <p>（法第61条）</p>
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	<p>法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。</p>
4	幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p>
5	子ども・子育て支援	<p>全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）</p>
6	特定教育・保育施設	<p>市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「特定教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）</p>
7	地域型保育事業	<p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）</p>
8	地域型保育給付	<p>地域型保育事業への給付。（法第11条）</p>

No.	用語	定義
9	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
10	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
11	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
12	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
13	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性の認定を行う。(法第19条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1号認定子ども…満3歳以上の教育のみを希望する就学前子ども(保育の必要性なし) ● 2号認定子ども…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ● 3号認定子ども…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
14	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた特定教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、本事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については、特定教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
15	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業。(法第59条)

別府市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

編集・発行 別府市福祉保健部児童家庭課

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

電話 0977-21-1111 (代表)

